

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間のうち、昭和53年11月から55年4月までは24万円、同年5月から同年9月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から55年9月まで

私は、昭和45年7月から56年9月までA社で正社員として勤務していた。

年金事務所が記録している申立期間の標準報酬月額と給料支払明細書に記載されている金額が相違するので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立人が提出した給料支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月から55年9月までの期間において、事業主から給与の支払いを受け、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金控除額から、昭和53年11月から55年4月までは24万円、同年5月から同年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡している上、現在の事業主も、「申立期間当時は関わっておらず不明」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、

給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月の標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と給与支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額が同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年6月30日を77万1,000円、16年12月10日を77万3,000円、17年12月9日を76万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年6月30日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日

私は、平成元年2月から19年12月までA社に勤務した。

先日、事業主から、私の平成16年6月及び17年12月支給の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出漏れ、16年12月支給の賞与に係る標準賞与額の届出誤りが判明したということで、年金事務所へ当該賞与に係る申立てをするように勧められた。事業主から提供された個人別支給額明細表でも、当該賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立ての事業所が保管する申立人に係る個人別支給額明細表により、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、上記の個人別支給額明細表に係る賞与額及び厚生年金保険料額から、77万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと

認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立ての事業所が保管する申立人に係る個人別支給額明細表により、申立人は、申立期間②において、支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記の個人別支給額明細表に係る賞与額から、77万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行ったか否か不明としているが、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書より、申立人の標準賞与額は、オンライン記録通りの74万3,000円に決定されていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間②に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立ての事業所が保管する申立人に係る個人別支給額明細表により、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、上記の個人別支給額明細表に係る賞与額及び厚生年金保険料額から、76万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの期間並びに59年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで
② 昭和59年8月及び同年9月

昭和60年以降平成の初め頃に両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、両親が自宅で20万円以上を2回に分けて当時のA町(現在は、B市)役場住民課の職員に直接現金で支払った。

申立期間の国民年金保険料も納付したはずなのに、年金事務所の記録では未納とされており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年以降平成の初め頃に、申立人の両親が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日等から、61年4月頃に払い出されたものと推認され、当該国民年金手帳記号番号の払出しが行われた時点では、申立期間①のうち、57年4月から59年2月までは、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を2回に分け、併せて20万円以上をA町職員に支払ったとしているが、A町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間②を除く59年4月から60年3月までの国民年金保険料を7回に分け、61年4月30日から62年12月31日までの間にそれぞれ2か月分(1万2,440円)又は4か月分(2万6,960円)ずつ合計14万3,080円を過年度納付していることが確認でき、申立人の主張と相違する上、国庫金である過年度保険料の収納にA町職員が直接関与したとする主張も不自然である。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿に記載されている過年度納付の記録において、申立期間②の直前の昭和59年6月及び7月分の保険料が61年6月10日に納付、申立期間②の直後の59年10月から61年1月までの保険料が61年12月1日と間において納付されていることが確認できることから、61年12月

1日の時点では、申立期間②はすでに時効が完成していたため過年度納付することができなくなっていたものと考えられる。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の両親は、申立人の当該加入手続の時期及び保険料の支払い時期についての記憶が曖昧である。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 58 年 4 月までの期間及び 62 年 7 月から 63 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月から 58 年 4 月まで
② 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、婚姻前に国民年金に加入していなかったことを不安に感じていたので、A 市 B 支所で国民年金の加入手続を行う際に受付の女性職員の説明で、付加保険料を納付すると将来の年金額が少し多くなり、亡くなるまでそれが続くと説明を受け、付加保険料の納付申出を行い、保険料を納付した。申立期間①及び②の付加保険料の納付記録が無く、定額保険料のみの納付記録とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った際、付加保険料の納付の申出を行い、定額保険料と同じ方法で付加保険料も納付したと申し立てており、オンライン記録によれば、申立期間①及び②の定額保険料は納付済みとされていることが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者台帳には、付加保険料が納付された場合に押すこととされていた「付」の印は確認できず、ほかに申立人が申立期間①の付加保険料を納付したことをうかがわせる記載も見当たらない。

また、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、付加保険料の納付の申出を行った場合に記載することとされていた申出年月日の記載は確認できない上、申立人は、定額保険料と同じ方法で付加保険料も納付したと主張するのみで、具体的な納付方法等について記憶が明確ではない。

さらに、申立期間①及び②は合計 72 月と長期間であり、仮に申立人が付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた場合、定額保険料のみを納付済みとする事務処理の誤りが連続して生じたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から63年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間及び平成元年9月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月から63年3月まで
② 昭和63年7月から同年12月まで
③ 平成元年9月から2年3月まで

私は、国民年金保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等についてはつきりと覚えていないが、申立期間①から③までの期間は私自身か私の母親のどちらかが保険料を納付したと思う。申立期間の納付記録が無いことが納付できないので、調査の上記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により申立人及びその母親の納付状況をみると、申立期間の前後の昭和62年1月から同年5月までの期間及び63年4月から同年6月までの期間は、申立人は、保険料納付済期間となっているが、申立人の母親は、未納期間となっていること、平成元年4月から同年8月までの期間及び2年4月から3年5月までの期間は、申立人は、保険料を現年度納付しているが、申立人の母親は、過年度納付もしくは未納期間となっており、申立人と申立人の母親の納付状況に相違がみられることから、申立期間において、申立人の母親が自身の保険料とともに申立人の保険料も納付していた事情はうかがえないとともに、昭和61年4月から平成元年3月までのうち納付済みとなっている期間は、申立人及びその母親はいずれも過年度納付している上、申立人の母親は、申立期間①のうちの昭和62年6月、申立期間②のうちの63年7月から同年9月までの期間は、申立人と同じく未納期間となっていることから、定期的な保険料納付が困難であった状況がうかがわれる。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付していたのは申立人自身か申立人

の母親のどちらかであったとしており、具体的な納付方法、納付場所及び納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立人の母親は、既に死亡しているため、納付方法等について聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から55年3月まで

昭和48年当時の私は難病のため就職できず、両親とともに生活していた。私の母親は、私の将来を心配し、国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。

昭和48年から55年春頃までは、私の父親の退職金や年金等で家計が潤っていた時期であり、国民年金保険料の納付方法について家族三人で相談したことを記憶しており、この期間の私の国民年金の記録が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、前後の番号の被保険者記録から昭和57年3月又は同年4月頃にA町において払い出されたことが推認され、当該時点では、申立期間のうち、54年12月以前は時効により、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、申立期間においてB市に居住しており、同市に係る国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査及びオンライン記録による氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた記録は確認できない。

さらに、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、申立期間のすべてについて、保険料を納付した記録が無い上、申立人は、国民年金の加入及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立人

の申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年8月までの期間、50年4月から51年9月までの期間及び54年11月から55年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年8月まで
② 昭和50年4月から51年9月まで
③ 昭和54年11月から55年5月まで

私の居住する地域では、婦人会が国民年金保険料を集金していた。毎回、集金に来る婦人会の人に、縁側で保険料を支払っていたことを記憶している。当時は、任意加入期間だったそうだが、納付していたことは確かなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の状況から、申立人の手帳記号番号は、昭和55年6月頃に払い出されたと推定されるが、申立期間①、②及び③当時、申立人は、国民年金の任意加入被保険者となるため、遡って加入手続及び保険料の納付を行うことはできない上、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄の「初めて被保険者となった日」欄には、55年6月26日と記載されており、他に別番号が払い出された形跡は無いため、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①及び②については、同居の父親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたのではないかとしているが、その供述は曖昧であり、具体性は無く、申立人の父親は既に亡くなっているため、詳細は不明である上、申立期間③については、申立人自身で、加入手続及び保険料納付を行った可能性があるとしているが、保険料額や納付方法等についての記憶が明確ではなく、詳細は不明である。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 46 年 4 月 1 日から平成 14 年 8 月 11 日まで社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間について空白となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により推認できる。

しかしながら、申立当時に申立ての事業所において、厚生年金保険被保険者であった申立人を含む 36 名の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 48 年 1 月 21 日付で、全員が資格喪失していることが、オンライン記録で確認できるところ、申立ての事業所に係る申立人を含む 36 名全員の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 48 年 1 月 21 日の資格喪失日と、同年 1 月 29 日に健康保険証等が返納された旨の記録が有り、この頃に申立人を含めた 36 名全員の健康保険、厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続きが行われたことがうかがえる。

また、昭和 48 年 1 月 21 日付で資格喪失した 36 名のうち、申立人を含む 9 名は、申立ての事業所が再度、厚生年金保険の適用事業所となった同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認できるところ、申立ての事業所に係る申立人を含む 9 名の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者整理番号は 1 番から 9 番までの番号となっており、同社の事業主は申立人を含む 9 名について当該取得日で、厚生年金保険の資格を取得させていたこともうかがえる。

さらに、申立ての事業所の健康保険については、昭和 48 年 1 月 21 日から、B 国民健康保険組合の加入事業所となっていることから、申立ての事業所は、

当該国民健康保険組合への加入を契機に、厚生年金保険から脱退し、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと推認される。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立ての事業所は「申立期間当時の賃金台帳は残っていないが、厚生年金保険を脱退していた期間があるとすれば、その期間については、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月 20 日から 47 年 12 月 1 日まで
② 昭和 51 年 9 月 4 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 46 年 3 月 1 日に入社し、48 年 3 月 24 日まで勤めたが、加入記録がB社に勤務したことになっている上、申立期間の記録が無い。

また、私は、C社に、昭和 51 年 6 月 1 日に入社し、52 年 1 月 5 日まで勤めたが、申立期間の記録が無い。

40 年以上も前のことで証明できる資料は無いが、両事業所とも中途退職した覚えは無く、継続して勤務し、厚生年金保険料も引かれていた。

申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、法人登記では、申立ての事業所の名称は、申立人の供述のとおり、A社であることが確認できるものの、適用事業所台帳ではB社で掲載されており、代表者名、所在地が同一であり、申立人の加入記録があることから、厚生年金保険の記録ではB社で整理されているものと推認できる。

申立人は申立期間①について、申立ての事業所に勤務していたと主張しているが、申立人には、事業所名不明の雇用保険の加入記録があり、申立ての事業所に係る記録である可能性はあるものの、当該期間に係る勤務実態として確認することができない。

また、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人については、昭和 46 年 3 月 1 日に資格取得、同年 7 月 20 日に資格喪失の記載がある健康保険番号*番の被保険者原票と、同じく 47 年 12 月 1 日に資格取得、48 年 3 月 24 日に資格喪失の記載がある*番の被保険者原票がみられるものの、申立期間については被保険者原票を確認できず、申立ての事業所の厚生

年金保険被保険者原票には健康保険番号に欠番が無く申立人の氏名が無い上、申立人の健康保険番号*番の被保険者原票には、健康保険証が返納された記録が確認できる。

さらに、申立人の保険料控除については、申立ての事業所の事業主は既に死亡しており、事業主の息子は、「給与計算、社会保険事務の届出は、父親が行っており、当時の資料もないため保険料控除、届出の有無については不明。」と回答していることから、申立期間①における申立ての事業所の厚生年金保険料控除等の状況は確認できない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事業も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の申立ての事業所における雇用保険の加入記録は、51年6月1日から同年9月4日までの期間及び同年11月1日から52年1月5日までの期間となっており、厚生年金保険の加入記録のある期間とほぼ一致していることから、申立期間②に係る勤務実態について、確認することができない。

また、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者原簿をみると、申立人については、昭和51年6月1日に資格取得、同年9月4日に資格喪失の記載がある健康保険番号*番の被保険者原票と、同じく51年11月1日に資格取得、52年1月5日に資格喪失の記載がある*番の被保険者原票がみられるものの、申立期間については、被保険者原票は確認できず、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者原票には健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い上、申立人の健康保険番号*番の被保険者原票には、健康保険証が返納された記録が確認できる。

さらに、申立ての事業所の当時の事業主は、病気療養中で事情聴取ができない上、後継事業所の事業主は「申立期間当時の関連資料は残っておらず、申立人の在籍、保険料控除については不明である。」としており、申立期間②における申立事業所の厚生年金保険料控除等の状況は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事業も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
私がA社で勤務していた昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間とB社で勤務していた同年 4 月 1 日から 35 年 1 月 1 日までの期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無い。
C社の昭和 36 年 11 月 16 日から 41 年 4 月 1 日までの期間について脱退手当金の手続きをしたことは記憶に有るが、同社の別の期間の 35 年 1 月 8 日から同年 8 月 30 日までの被保険者期間が残っていることからみて申立期間の脱退手当金を受取っているはずが無いと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が最後に厚生年金被保険者資格を喪失したC社の申立人に係る昭和 36 年 11 月 16 日から 41 年 4 月 1 日までの期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、C社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である 41 年 4 月 1 日から約 5 か月後の同年 9 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人はC社の昭和 36 年 11 月 16 日から 41 年 4 月 1 日までの期間に係る脱退手当金については受給手続きをしたことを認めているところ、脱退手当金を裁定する場合、裁定請求時に確認できる厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、オンライン記録においても、申立期間に係る脱退手当金の支給額は申立人が勤務していたA社の期間とB社の期間も含めて計算した額とおおむね一致している。

なお、C社の昭和 35 年 1 月 8 日から同年 8 月 30 日までの厚生年金保険被保険者期間及びD社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金の計算

に含まれていないが、C社の当該厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の裁定請求時には管轄する社会保険事務所(当時)が異なっていたこと、また、D社の厚生年金保険被保険者期間については別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事務所においては当該被保険者期間を把握することが困難であったと考えられることから、未請求期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、私がA社において勤務した期間の脱退手当金を昭和 46 年 5 月に受けたことになっていた。

しかし、私は、42 年 8 月に転職のため、申立ての事業所を退職し、以後数社に短期間在職をした後、結婚し、46 年*月に長男を出産した。

支給日となっている時期は妊娠中でもあり、また、申立ての事業所から遠く離れたB県C市に住んでいたため、自分で手続を行ったとは思えない。支払われた経緯を確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の脱退手当金の請求関係書類として年金事務所が「脱退手当金裁定請求書」を保存しており、当該裁定請求書の氏名欄に申立人の署名と押印が確認でき、住所欄には申立人が支給日となっている時期に居住していたとするB県C市の住所が記載されている上、申立ての事業所の退職所得申告書が保存されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと推認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 35 年 12 月 28 日まで
私は、昭和 35 年 12 月にA社を退職したが、退職金ももらっていないし、脱退手当金の制度についても全く知らなかった。それなのに、同社に係る厚生年金保険について脱退手当金を支給されていることになっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年6月10日に支給されており、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 39 年 7 月 8 日まで
私は、昭和 29 年 5 月から 39 年 7 月まで A 社 B 工場及び C 工場(現在は、D 事業所)に勤務した。当時は、厚生年金保険について知らなかったが、最近になって、同社を退職した後、脱退手当金を受給していることになっていることに気がついた。しかし、私は、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 9 月 11 日に支給されており、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金受給に関する確認ハガキが届いて、A社に勤務していた期間が脱退手当金受給済みとなっていることを知った。私は、同手当を受給した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日までに資格を取得している女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている者6人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む2人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から約3か月以内に支給されていること、2人の資格喪失日は同日の昭和44年10月1日であること、並びに2人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給決定番号が連番となっていることなどを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年11月18日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人が申立期間前に勤務していたB社については、脱退手当金が未請求となっているが、当該期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、社会保険事務所（当時）においては、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 26 日から 38 年 3 月 30 日まで
私は、A社で勤務した期間の脱退手当金を受給した記録になっているが、当時は脱退手当金の内容は知らなかったし、退職後は大阪に移ってすぐに就職したことから、脱退手当金を受け取った記憶が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した者で、同事業所で 2 年以上の被保険者期間がある者 54 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 21 人が資格喪失日から約 6 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 6 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 20 日まで
私は、申立期間にA社に勤務していたが、結婚のため退職した。

日本年金機構から送られてきた文書によると、申立期間の脱退手当金が支給されている記録となっているが、退職時に会社から脱退手当金についての説明を聞いたことは無く、当時、脱退手当金の制度についてよく分からず、自分で請求手続を行ったことも無い。脱退手当金は受給していないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年4月の前後2年以内に資格喪失した者で、当時の脱退手当金の支給要件である被保険者期間2年を満たしている申立人を含む18人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む10人に脱退手当金の支給記録があり、うち申立人を含む8人が資格喪失日から約6か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約5か月後に支給決定されている上、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が申立期間後に勤務していたB社の被保険者期間がその計算の基礎とされていないが、婚姻後の新

姓により被保険者資格を取得していること、及び勤務した期間が1か月に満たないことなどを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはないかがえない。

さらに、申立人は、B社を退職後、昭和49年1月に国民年金に加入するまでの約9年7か月間について年金制度に加入しておらず、申立人の申立事業所の退職の理由が婚姻であることを踏まえると脱退手当金を受給することに不自然さはないかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 18 日から 41 年 12 月 21 日まで

私は、B 県 C 市にある A 社を昭和 41 年 12 月 20 日に婚姻のため退職し、同年 12 月 25 日頃までに、実家のある D 県に転居した。その後、42 年 4 月 * 日に婚姻したが、子供ができるまで働くつもりでいたので、同年 3 月から同年 10 月頃まで公共職業安定所で失業給付を受けながら求職活動をしていた。

申立事業所を退職する際、同社から失業給付の請求に係る説明は受けたが、脱退手当金についての説明は記憶に無く、退職時及び退職後に金銭は何も受け取っていないので、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に脱退手当金が支給されている上、申立事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されていることから、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が申立期間前に勤務していた E 社 F 工場については、脱退手当金が未請求となっているが、当該期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理され、管轄する社会保険事務所（当時）も異なっていたことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月27日から35年2月1日まで
平成22年10月頃、脱退手当金の確認はがきが自宅に届いたので不安になり年金事務所で年金記録を確認してもらったところ、A社に勤務していた期間は、脱退手当金が支給済みであると言われた。

A社を退職する時に、会社から結婚祝いとして1,000円をもらっただけで、脱退手当金の説明は無く、退職金も受け取っていないので、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年2月の前後2年以内に資格喪失した者11人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に脱退手当金の支給記録があり、6人全員が資格喪失日から約3か月以内に支給されていること、及び当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがうない。

なお、申立人が申立期間前に勤務していたB社については、脱退手当金が未請求となっているが、当該期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理され、管轄する社会保険事務所（当時）も異なっていたことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがうない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 38 年 12 月 1 日まで
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 7 月 1 日から 45 年 9 月 18 日まで

私は、昭和 37 年 9 月から A 事業所に勤務していたが、同事業所での被保険者期間が昭和 38 年 12 月 1 日からとなっており、加入期間が相違しているので記録を訂正してほしい。

また、B 事業所を昭和 45 年 9 月 17 日に退職した後、申立期間②、③及び④について脱退手当金を受け取ったことになっているが、請求した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 事業所に正社員として勤務していたと申し立てているところ、当該事業所は、「当時の資料は残っていないため、申立人の在籍期間等は不明である。」としており、申立期間当時の同僚調査もできないため、勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同事業所における資格取得日は、昭和 38 年 12 月 1 日であることが確認でき、当該資格取得日は、オンライン記録と一致している。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間①において申立人の記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②、③及び④について、申立人のB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨の「脱支給済」の印が押されている上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年1月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 3 月 25 日まで
② 昭和 36 年 5 月 24 日から 40 年 1 月 16 日まで

私は、昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 3 月 24 日まで A 社に勤務し、その後、36 年 5 月 24 日から 40 年 1 月 15 日まで B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、オンライン記録では、脱退手当金を受け取ったことになっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無く、申立期間①及び②が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には脱退手当金が支給されている旨の「脱支給済*」の表示が記されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額及び裁定年月日が記載されているほか、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 7 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月20日から34年3月1日まで
私が、昭和31年2月20日から34年2月末まで勤務したA社での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は脱退手当金を受給した覚えは全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職した翌月の昭和34年3月から同制度が施行された36年11月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間より前の事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎に含まれていないが、当該被保険者期間に係る記録は、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号とは別の番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事務所（当時）においては、当該被保険者期間を把握することが困難であったと考えられることから、未請求期間が存在することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月頃から 42 年 12 月 1 日まで
② 昭和 42 年 12 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 9 月頃から 46 年 1 月末まで A 社 B 営業所（以下「B 営業所」という。）に営業社員として勤務した。

しかし、同社での厚生年金保険の加入記録は、同社 C 事業所（以下「C 事業所」という。）において昭和 42 年 12 月 1 日から 46 年 2 月 1 日までしか無く、申立期間①が未加入となっている上、当該厚生年金保険の加入期間は、同社を退職後に脱退手当金を受給した記録となっている。

私は、昭和 40 年 9 月頃から勤務し、脱退手当金を受給した記憶も無いので、C 事業所に係る資格取得日に係る記録を訂正し、脱退手当金を受給していないものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する表彰状及び申立事業所の元支社長の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人は、昭和 42 年 11 月より前に B 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社本社（以下「本社」という。）が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、厚生年金保険被保険者名簿及び D 健康保険組合が保管する申立人の健康保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日は、昭和 42 年 12 月 1 日と記載されていることが確認でき、当該資格取得日は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間当時、B 営業所を管轄していた A 社 E 支社（以下「E 支社」という。）の元支社長（昭和 45 年 1 月から 47 年 7 月まで在任）は、「申立期間当時、E 支社が管轄する各営業所の営業社員は、入社後 3 か月の試用期間

を経て、一定の営業成績を挙げた者を本採用し、厚生年金保険に加入させていた。」としているが、C事業所で厚生年金保険加入記録のある同僚で照会に回答のあった3人のうち営業社員であった者1人の厚生年金保険被保険者としての資格取得日は、当該同僚が入社したとする日から11か月後となっている。このことから、申立期間当時、E支社が管轄する各営業所に勤務する営業社員のうち入社して3か月の試用期間を過ぎても厚生年金保険に加入していない者がいたことがうかがえる。

さらに、同僚の厚生年金保険の加入記録等により、B営業所の従業員は、申立期間①のうち昭和41年8月1日にC事業所が適用事業所となるまでは、A社F支社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが推認できるが、申立期間①において両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても申立人の記録は見当たらない。

加えて、本社は、申立期間当時の賃金台帳等は既に廃棄済であるとしており、このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人のオンライン記録及び脱退手当金支給報告書では、申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者期間(38か月)について昭和46年4月2日に支給された記録となっており、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立人のC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで
私は、A町役場の紹介により、昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで、B事業所にパートで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで申立事業所である B 事業所にパートで 8 時間勤務をしていたと申し立てている。

しかしながら、申立事業所は、申立期間を含む昭和 42 年 1 月 1 日から 47 年 3 月 31 日までの間、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、申立事業所の親会社に当たる C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立事業所における当時の上司や同僚は、所在が不明のため申立内容を裏付ける供述が得られず、ほかに、申立人が申立期間において事業主より、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 33 年 12 月 11 日まで
オンライン記録によると、私が昭和 30 年 7 月 1 日から 33 年 12 月 10 日まで勤務した A 社に係る脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後各 5 ページに記載されている脱退手当金の支給要件を満たす同僚女性 11 人について脱退手当金の支給状況を調査したところ、脱退手当金支給記録が確認できる 9 人中 8 人（申立人を含む。）は厚生年金保険の被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、社会保険出張所（当時）においては、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な請求であるとまでは言えない。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無

いという主張のほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月11日から同年6月16日まで
② 昭和31年4月1日から35年1月2日まで

私がA社に勤務していた昭和30年3月11日から同年6月15日までの期間とB社に勤務していた31年4月1日から35年1月1日までの期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受けたかどうかの確認ハガキが来たが、当時は、脱退手当金の制度が有ることも知らないし、受け取った記憶も無いにもかかわらず、受け取ったことになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年3月1日に支給決定されている上、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できるほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録を、厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）に回答したことを示す「回答済35.1.30」が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から36年12月30日まで
私が、昭和26年9月1日から36年12月29日まで勤務したA社(現在は、B社)での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したことになるが、私は脱退手当金を受給した覚えは全く無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年2月23日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者記録を、厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所(当時)に回答したことを示す「回答済37.1.29」が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2136 (事案 1497 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 3 日から 34 年 2 月 5 日まで
② 昭和 34 年 3 月 2 日から 35 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 35 年 6 月 1 日から 37 年 1 月 25 日まで

私がA社(現在は、B社)に電話して確認したところ、脱退はしていない旨の回答があった。また、C社及びD社は既に無く、確認ができなかったが、私は、当時、脱退手当金制度を知らなかったため、自分で請求することはあり得ず、納得がいかないので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 一連の事務処理に不自然さはいかかえられないこと、ii) 申立期間は同一番号で管理されていることから、3社の被保険者期間を合わせて脱退手当金を受給したと考えるのが自然であること、iii) D社を退職後、脱退手当金を受給している者の中には、「会社の事務担当者に厚生年金被保険者証を渡して、脱退手当金の請求を依頼した後、支払通知書が送られてきて、脱退手当金を受領した。」と供述している者がいること等を踏まえると、申立人についても事業主により脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いことなどから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 5 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社に電話して、脱退はしていない旨の回答を得たと申し立てているが、同社での厚生年金保険被保険者期間を含む申立期間に係る脱退手当金の請求は、事業主による代理請求が行われたとすると、最終事業所であるD社が行うものであり、A社は脱退手当金の請求に関与していないと考えら

れる。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、国民の立場に立って、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。